

08 建築大工職種(大工工事作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>木造建築物に対する大工工事(注)で、木材を加工して組立てを行い、家屋や神社仏閣などの木造建築物を建築する作業をいう。 ※注 建設業法では大工工事とは、「木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事」とされる。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)大工工事作業 ①加工図、組立図等の読図作業 ②大工道具、電動・エア工具の取扱い作業 ③木工事作業(以下の1.から4.は必須作業。5.及び6.のうち一つ以上の作業を必ず行うこと。) 1.木取り作業 2.墨付け作業 3.仕口及び継手の工作作業 4.軸組作業 5.和小屋組及び洋小屋組の製作作業 6.床組作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③大工工事作業に必要な整理整頓作業 ④大工工事作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①木材加工用機械・装置による木工作業 ②水盛り、やりかた及び墨出し作業 ③建て方作業 ④材料・器工具の管理作業 ⑤木材加工、作業手順管理作業 ⑥加工場及び現場での揚重・運搬作業(機械・装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) (2)周辺作業 ①建築材料、機材等の運送作業(加工場から現場) ②枠組壁建築のパネル製作作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料(必須要件:以下の1.から4.のうち一つ以上を使用すること。) 1.構造材(ムク材、集成材) 2.羽柄材(ムク材、集成材) 3.造作材(ムク材、集成材等) 4.工場生産された建築資材(プレカットされた木材) ②副資材(必要に応じて使用すること。) 1.屋根、外壁下防水材 2.断熱材 3.建築金物一式 ③補助材料(必要に応じて使用すること。) 1.接着剤 2.養生材</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①大工道具 1.から13.のうち一つ以上を必ず使用すること。必要に応じて、これらの大工道具以外のものを使用することは差し支えない。 1.のみ 2.かんな 3.ちょうな 4.のこ 5.げんのう 6.墨つぼ 7.墨差 8.下げ振り 9.スコヤ 10.指しがね 11.かけや 12.パール 13.釘しめ ②電動・エア工具 必要に応じて使用すること。 1.電気かんな 2.電気のこ 3.タッカ(電動・エア) 4.電気ドリル 5.釘打ち機(電動・エア) 6.溝切り機 7.インパクトドライバ 8.ビス打ち機 9.高速切断機 10.スライド卓上丸のこ盤 11.インパクトレンチ 12.コンプレッサ 13.レーザ水準器 14.ルータ 15.ジグソー 16.トリマ 17.電動工具用集塵機 18.振動ドリル</p>
<p>製品の例</p>	<p>大工工事作業に伴う結果そのものが製品で、一般にいう木造住宅であり、特定の形状・製品等を指すものではない。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>廃材処理作業</p>